令和２年４月８日

各　　位

財政局資産経営部契約課

新型コロナウイルス感染症の影響による千葉市発注建設工事の取扱いについて

契約課が発注する建設工事について、国土交通省発出通知「新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱い明確化について」（令和２年２月２８日付国土建第４８２号）に鑑み、下記のとおり取扱うこととしますのでお知らせします。

記

　配置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、本市発出の通知「建設工事等における技術者等の取扱いについて」（令和２年４月１日付）において、入札参加申請日以前に３か月以上の雇用期間を有すること（以下「恒常的な雇用関係」という。）が確認できる必要があるとしておりますが、新型コロナウイルス感染症対策のため緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、以下のとおりの運用とします。

１　既契約の工事について

　　新型コロナウイルス感染症の影響により、当該工事に配置している監理技術者等が業務を継続できず、ほかに恒常的な雇用関係を満たす者がいない場合は、当該監理技術者等が業務を再開できる状態となるまでの間、一時的に雇用関係が３か月未満の監理技術者等と交代しても差し支えないものとします。

２　契約前の工事について

　　入札時に提出する配置予定技術者は、恒常的な雇用関係を満たす者としてください。新型コロナウイルス感染症の影響により、当該配置予定技術者を当初から配置できなくなった場合、上記１と同様に、当該配置予定技術者が業務を再開できる状態となるまでの間、一時的に雇用関係が３か月未満の監理技術者等と交代しても差し支えないものとします。

３　総合評価落札方式対象工事について

　　総合評価落札方式対象工事において、監理技術者等が上記１又は２により、やむを得ない理由で交代する場合、工事途中における監理技術者等の変更に係るペナルティの対象としないものとします。